道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「　」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（歩行補助車等の基準） **第一条**　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「令」という。）第一条各号列記以外の部分の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。 ［イ・ロ　略］ ハ　高さ　百二十センチメートル 二　［略］ 2　前項第一号の規定は、次に掲げる車については、適用しない。 一　特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる小児用の車（通行させる者が乗車することができないものに限る。）で、当該方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつきその通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が同一の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）の確認を受けたもの 二　令第一条第二号に掲げる車 3　令第一条第二号イの内閣府令で定める基準は、次に掲げる長さ及び幅を超えないこととする。 一　長さ　百九十センチメートル 二　幅　六十センチメートル 4　令第一条第二号ロの内閣府令で定める基準は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第六十三条の三に規定する普通自転車の乗車装置（幼児用座席を除く。）を使用することができないようにした車その他の車であつて、通行させる者が乗車することができないものであることとする。 （原動機付自転車の総排気量等の大きさ） **第一条の二**　法第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。 （原動機を用いる軽車両） **第一条の二の二**　法第二条第一項第十一号ロの内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。 イ　長さ　四・〇〇メートル ロ　幅　二・〇〇メートル ハ　高さ　三・〇〇メートル	（原動機を用いる歩行補助車等の基準） **第一条**　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「令」という。）第一条の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　高さ　百九センチメートル 二　［同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ （原動機付自転車の総排気量等の大きさ） **第一条の二**　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。 ［条を加える。］